

(扶養料、一般)

債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る定期金債権及び一般債権差押え)

京都地方裁判所第5民事部 御中

収入印紙
4000
円を貼付
すること

令和 年 月 日

申立人

(住所) _____

(氏名) _____ 印

電話 ()

FAX ()

当事者
請求債権
差押債権

別紙目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類（但し、□にレを付したもの）

1 執行力ある債務名義の正本

- 判決正本 和解調書正本 調停調書正本
 審判書正本 公正証書正本

2 上記送達証明書 通

3 資格証明書 通

4 商業登記簿謄本 通

5 戸籍謄本 住民票 通

(扶養料、一般)

当事者目録

〒 一

住 所 _____

債権者 _____

(債務名義上の住所) _____

〒 一

住 所 _____

ふりがな
債務者 _____

(債務名義上の住所) _____

〒 一

住 所 _____

第三債務者 _____

代表者代表取締役

代表者代表理事

代表者 _____

〒 一

(送達場所) _____

(扶養料、一般)

請求債権目録 1

- 家庭裁判所平成・令和 年()第 号事件の執行力ある
 調停調書正本 審判書正本
 法務局所属公証人 作成の執行力ある
平成・令和 年第 号公正証書正本
に表示された下記金員及び執行費用 (該当事項の□にレ印を付する。)

記

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 円 (ア+イ)

(1) 金 円 (ア)

ただし、平成・令和 年 月から令和 年 月まで、1か月
金 円の養育費の未払分 (支払期 毎 月 日)

(2) 金 円 (イ)

ただし、執行費用

(内訳)	本申立手数料	4, 000 円
	本申立書作成及び提出費用	1, 000 円
	差押命令正本送達費用	円
	資格証明書交付手数料	円
	送達証明書申請手数料	円
	執行文付与手数料	円

2 確定期限が到来していない定期金債権

(1) 令和 年 月から令和 年 月 (債権者、債務者間の子 が満
20歳に達する日の属する月) まで、毎 月 日限り、金 円ず
つの養育費

(2) 令和 年 月から令和 年 月 (債権者、債務者間の子 が満
20歳に達する日の属する月) まで、毎 月 日限り、金 円ず
つの養育費

請求債権目録 2

請求債権目録 1 に記載の債務名義に表示された下記金員

1 元 金 金 円

(残金 一部請求)

2 確定利息 金 円

3 遅延損害金 金 円

但し、上記 1 の 金員 うち 円に対する平成・令和 年
月 日から令和 年 月 日までの年 パーセントの
割合による遅延損害金 (残金 一部請求)

債務者は、平成・令和 年 月 日 及び平成・令和 年 月 日
に支払うべき金員の支払いを怠ったので、同日の経過により期限の利益を失った。

以上合計 金 円

(扶養料、一般)

差押債権目録 1

1 金 円

(請求債権目録 1 記載の 1)

2(1) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎 月 日限り、
金 円ずつ

(2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎 月 日限り、
金 円ずつ

(請求債権目録 1 記載の 2)

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期が到来する下記債権にして、頭書 1 及び 2 の金額に満つるまで。

ただし、頭書 2 の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の 2 分の 1 （ただし、前記残額が月額 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の 2 分の 1 （ただし、前記残額が 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額）
なお、(1), (2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の 2 分の 1 にして、(1), (2)と合計して頭書金額に満つるまで

(扶養料、一般)

差押債権目録 2

金

円 (請求債権目録 2 記載の合計額)

債務者（勤務）が第三債務者から支給される、
本命令送達日以降支払期の到来する下記の債権にして頭書金額に満つるまで。

1 給料（基本給と諸手当、ただし、通勤手当を除く）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1

（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

2 賞与から上記1と同じ税金等を控除した残額の4分の1

（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

なお、1、2により弁済しないうちに退職したときは、

3 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

第三債務者に対する陳述催告の申立書

京都地方裁判所第5民事部 御中

令和 年 月 日

申立債権者

(氏名) _____

印

債 権 者
債 務 者
第三債務者

債権差押命令申立書記載のとおり

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく、申し立てる。